

特定健診受診勧奨等業務委託（単価契約・ゼロ債）
仕様書

本仕様書は、「特定健診受診勧奨等業務委託（単価契約・ゼロ債）」の基本的事項を定めるものである。

1 業務委託名

特定健診受診勧奨等業務委託（単価契約・ゼロ債）

2 目的

日進市（以下「甲」という。）の令和6年度の特定健康診査の受診率は、46.0%（法定報告値）であり、第4期特定健康診査等実施計画において設定した令和11年度末の最終目標値である60.0%を達成するためには、効果的な方策を講じることが求められている。本業務では、これまでに蓄積された特定健診受診データ等を効率的に分析することで、勧奨による行動変容の可能性のある対象者を的確に抽出し、かつ対象者の受診意欲を促すような案内による受診勧奨を行うことで特定健診受診率を向上させることを目的とする。

3 契約履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月24日まで

- （1）本契約は、当該年度の履行状況が良好と認められ、翌年度の予算が承認された場合に限り、最長令和10年度まで単年度での契約を締結するものとする。
- （2）各年度の事業は、予算の承認により実施されるものであるため、予算が承認されない場合、実施しない。なお、各年度の事業費は、債務負担行為の支出予定額（8,501千円）を参考にすること。

4 勧奨対象者

令和6年度の特定健康診査対象者の人数は、8,043人（法定報告値）であり、各年齢層の特定健診実施者数と受診率は、次のとおりである。受託者（以下「乙」という。）は、甲と協議の上、全受診対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる対象者を選定するものとする。

年齢等	特定健診実施者数（人）	受診率（%）
40～44歳	152	31.4
45～49歳	172	28.3
50～54歳	221	29.9
55～59歳	280	36.7

60～64歳	417	44.4
65～69歳	961	54.0
70～74歳	1500	54.9
合計	3703	46.0

5 業務委託内容

甲は、乙に対して以下の業務を委託する。乙は、甲の目的を達成するため、常に試行錯誤により改善を行い、各業務を実施すること。

- (1) データ分析業務
- (2) 受診勧奨業務
- (3) その他特定健診受診率の向上に向けた業務
- (4) 勧奨結果の分析・報告業務

6 データ分析業務

(1) データの提出

甲は、乙に次のデータのうち、データ分析業務に必要なデータのみを提出する。この他に必要なデータについては、協議の上、提出する。データ授受については、行政専用ネットワーク（LGWAN）やセキュリティ便に類する方法で行い、セキュリティ体制に万全を期すものとする。

- ① 医科のレセプト電算コード情報ファイル(21_RECODEINFO_MED.CSV)
- ② DPC のレセプト電算コード情報ファイル(22_RECODEINFO_DPC.CSV)
- ③ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル(24_RECODEINFO_PHA.CSV)
- ④ 特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル_FKAC161 又は特定健診結果等情報作成抽出(受診情報)ファイル(セット券)_FKAC173
- ⑤ 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル_FKAC163
- ⑥ 特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル_FKAC164
- ⑦ 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル_FKAC167
- ⑧ 国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KD_IF015)
- ⑨ 被保険者管理台帳
- ⑩ 印字用宛名データ(SMS用電話番号含む)
- ⑪ 外字ファイルデータ

(2) データの加工業務

乙は、甲から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(3) 受診勧奨すべき対象者の特定業務

健診受診履歴、健診結果、疾病傾向等から全受診対象者個々人の特性分析を行い、受診勧奨すべき対象者を特定する。なお、乙が実施する特性分析方法に係る規程は定

めないものの、甲以外の市町村での特定健診受診率向上の実績及びエビデンスを有する手法で行うものとする。

(4) 乙は、作成した分析データ及び分析結果について報告書を作成し、電子媒体等により甲に納品するものとする。

7 受診勧奨業務

前項「データ分析業務」を基に以下のとおり、効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

(1) 対象者

全受診対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる対象者

(2) 発送時期

発送回数は年2回以上とし、より勧奨効果が高くなる時期を甲・乙協議の上、選定する。また、発送物は乙の所在する事業所より送付するものとし、業務委託内に通信運搬費も含むものとする。

(3) 発送通数

発送通数は、各発送時に甲・乙協議の上、決定する。なお、各発送における人数の按分比については、より勧奨効果が高くなる比率で発送するものとする。

(4) 通知物

① 通知物の内容

通知物は、勧奨対象者の受診意欲を促すような受診勧奨通知を作成するものとする。なお、勧奨媒体については定めない。SMS等電子媒体の活用も可とするが、はがきやリーフレット等紙媒体の通知物も作成すること。

② 通知物の印字及び印刷

甲が提出する宛名データに基づき、乙は通知物の印字及び印刷を行う。この際、転居情報などは、データ提出時に全て反映されているものとする。宛名印字に関しては、原則漢字印字を行う。外字を含めても漢字対応ができない場合は、甲・乙協議の上、対応を決定する。

③ 通知物の校正

通知物の印刷内容又はメッセージ内容に関して、乙は甲に事前に校正を行う。乙は、甲の要望による修正を実施し、その回数は3回程度とする。

④ 勧奨対象者の最終決定

乙は、甲から提出される国保資格喪失者や健診受診済者など除外対象者の情報を反映し、勧奨対象者に発送を行う。乙は、発送前に対象者リストを作成し甲から承諾を受けるものとする。

⑤ サンプル納品

通知物のサンプルに関して、乙は甲に対し各5部の納品を行う。納品は、通知物発送後速やかに行うものとする。

8 その他特定健診受診率の向上に向けた業務

乙は、前項「受診勧奨業務」に加えて、医療機関への周知や通院者分析等、特定健診受診率の向上を見込むことが可能な業務を行う。

また、他保険者の勧奨事例等を調査し、甲の現状に効果的・効率的な勧奨方法等が判明した場合、甲に当該勧奨方法等について提案の上、実施に向けた協議を行うものとする。

9 勧奨結果の分析・報告業務

- (1) 甲は、過去の特定健康診査の受診履歴、結果及び問診票のデータ一式を乙に提出する。乙は、そのデータに現年度の実績を加えた上で分析及び検証し、報告する。
- (2) 乙は、分析及び検証の結果について報告書を作成し、電子媒体等により甲に納品するものとする。なお、報告書の内容について甲から疑義等があった場合、甲・乙協議の上、報告書の修正を行うものとする。

10 委託料の支払

- (1) 委託料の支払いは、事業完了後の1回払いとする。
- (2) 乙は、作業が完了し次第、速やかに甲に検査を請求し、検査に合格した時は、代金の支払いを請求する。
- (3) 甲は、乙が提出する請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

11 その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用について全額乙の負担とする。
- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては、甲・乙協議の上、定めるものとする。
- (3) 乙は、甲が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応すること。
- (4) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打合せを実施すること。
- (5) その他、仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議して定める。